

岡情審査第111号

平成18年10月27日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年6月28日付け岡総政第268-1号及び平成18年7月3日付け岡保福総第174号による岡山市長（以下「実施機関」という。）からの下記の諮問について次のとおり答申します。

記

- 1 前企画局長に係る事務引継書（以下「本件第1の公文書」という。）の開示請求に対して開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件第1の異議申立て」という。）についての諮問（以下「本件第1の諮問」という。）
- 2 保健福祉局福祉部長に係る事務引継書（以下「本件第2の公文書」という。）の開示請求に対して開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件第2の異議申立て」という。）についての諮問（以下「本件第2の諮問」という。）

## 第 1 . 審査会の結論

本件第 1 の異議申立て及び本件第 2 の異議申立ては、ともに不適法として却下されるべきである。

## 第 2 . 異議申立て及び諮問の経緯

### 1 本件第 1 の異議申立て及び諮問の経緯

- (1) 異議申立人(本件第 2 の異議申立ての異議申立人と同一人。以下「申立人」という。)は、平成 1 8 年 4 月 1 8 日、実施機関(総合政策課)に対し、岡山市情報公開条例(平成 1 2 年市条例第 3 3 号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づいて、本件第 1 の公文書の開示請求を行った。
- (2) それに対して、実施機関(総合政策課)は、同年 4 月 2 6 日付けで本件第 1 の公文書について開示の決定を行った。
- (3) 上記決定を受けた申立人は、実施機関(総合政策課)に対し、同年 6 月 2 3 日付けで、本件第 1 の公文書である事務引継書は、事務引継書の要件を充足していない不適法文書であり、実質非開示処分であるとして、適法な事務引継書の開示を求めて、本件第 1 の異議申立てを行った。
- (4) それに対して、実施機関(総合政策課)は、同年 6 月 2 8 日、本件第 1 の異議申立ての取扱いについて、条例第 1 6 条の規定に基づき、当審査会に本件第 1 の諮問を行った。

### 2 本件第 2 の異議申立て及び諮問の経緯

- (1) 申立人は、平成 1 8 年 5 月 8 日、実施機関(保健福祉企画総務課)に対し、条例第 3 条第 1 項の規定に基づいて、本件第 2 の公文書の開示請求を行った。
- (2) それに対して、実施機関(保健福祉企画総務課)は、同年 5 月 1 9 日付けで本件第 2 の公文書について開示の決定を行った。
- (3) 上記決定を受けた申立人は、実施機関(保健福祉企画総務課)に対し、同年 6 月 1 9 日付けで、本件第 2 の公文書である事務引継書は、事務引継書の要件を充足していない不適法文書であり、実質非開示処

分であるとして、適法な事務引継書の開示を求めて、本件第2の異議申立てを行った。

- (4) それに対して、実施機関(保健福祉企画総務課)は、同年7月3日、本件第2の異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件第2の諮問を行った。

### 第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 申立人の主張要旨

- (1) 本件第1の公文書は、前企画局長の事務引継書であるが、内容は7項目について単に所掌事務を記載しているのみであり、また、本件第2の公文書は、保健福祉局福祉部長の事務引継書であるが、内容は8項目について単に所掌事務を記載しているのみで、いずれの文書も岡山市職員服務規程(昭和37年1月29日庁達第2号。以下「服務規程」という。)が要求している「担当事務の処理経過」を明らかにしていないという瑕疵が認められる。事務引継の目的が、後任者の事務執行を容易にし、事務執行における統一と調和を図り、もって事務引継時の混乱と事務の渋滞を防止するためのものであることを勘案すれば、本件公文書のいずれも、事務引継書としての内容的な要件を充足しないものである。
- (2) また、本件第1の公文書及び本件第2の公文書ともに、作成日、被引継者の職名、氏名の表示がなく、形式的にも不備な文書である。
- (3) したがって、本件における第1の公文書及び第2の公文書の開示は「実質的非開示処分」であるから、条例第1条に定める市民に対する説明責任を果たすためには、適法な事務引継書を開示すべきである。

#### 2 実施機関の主張要旨

- (1) 本件第1の諮問及び本件第2の諮問について

本件第1の異議申立て及び本件第2の異議申立ては、2件とも開示決定に対する請求者からの異議申立てという異例のことであり、岡山市においては過去に例がないことから、判断に当たっては慎重を期す

必要があると考え、諮問したものである。

(2) 本件第1の公文書及び本件第2の公文書について

開示した事務引継書は、実際に事務引継ぎの際に使用された文書であり、また、引継ぎに使用した文書は他に存在しない。したがって、今回の公文書開示決定は妥当なものとする。

#### 第4．審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 2件の異議申立てに係る2件の諮問（以下「本件諮問」という。）の取扱いについて

「第2.異議の申立て及び諮問の経緯」において述べたように、申立人は、2件の開示請求に関して、それぞれ異議申立てを行っているが、その内容を見ると、対象となった文書はいずれも事務引継書であって、その開示決定に対する異議申立てという共通点があるため、当審査会は、これら2件の諮問を一括して検討・判断することとする。

2 異議申立人の主張について

(1) 本件第1の公文書は、平成18年4月1日付け人事異動に伴う前企画局長からの事務引継書であり、本件第2の公文書は、平成18年3月31日付けで退職した保健福祉局福祉部長からの事務引継書であるが、申立人は、開示されたどちらの事務引継書も、単に所掌事務を記載しているのみで、服務規程が要求している「担当事務の処理経過」を明らかにしていないという瑕疵が認められ、また、作成日、被引継者の職名、氏名の表示がなく、内容的にも、形式的にも不備な文書であること等を理由に、本件開示処分が「実質的非開示処分」であるとして、申立人の主張する「適法な事務引継書」の開示を求めているのである。

(2) 当審査会が行った職権による調査によれば、本件に係る事務引継書については、本件で開示された本件第1の公文書及び本件第2の公文書以外には、実施機関が保有する事務引継書は存在しない。そして、

当審査会が、実施機関の諮問に応じて行う異議申立てについての調査審議は、異議申立ての対象である実施機関の非開示決定処分、一部開示決定処分の妥当性について行うものであって、開示された文書の適否を審査するものではない。本件においては、実施機関が、請求対象文書として特定した公文書をすべて開示している以上、それによって申立人の公文書開示請求権は実現されており、それ以上に、開示された公文書が引継文書としての実質的かつ形式的要件を満たす適法な文書であるか否かを当審査会の審査対象とすることはしない。

### 3 本件諮問の性格と本件諮問に対する審査会の意見

(1) 本件第1の異議申立て及び本件第2の異議申立ては、ともに開示決定に対するものであるが、実施機関においてこれらの異議申立てを却下せず、当審査会に諮問を行ったことについて、実施機関は、岡山市においては過去に例のない、異例のことであり、判断に当たって慎重を期すべく諮問に至ったとしている。

(2) 諮問に至るこのような経緯を見ると、本件諮問は、開示決定処分の妥当性というよりは、開示決定処分に対する開示請求者からの異議申立てを却下することの可否について、当審査会の意見を求めるものと考えられる。したがって、この点についての当審査会の意見を述べることにする。

(3) 本件諮問は、ともに開示決定処分に対する異議申立てについてのものである。通常、申立人の請求した文書が全面的に開示されれば、申立人の請求権は実現されており、その処分を取り消して、さらに申立人に有利な処分を求めるということは考えられない。したがって、開示決定に対しては、申立人には、異議を申し立てる利益がなく、その異議申立ては却下されるべきである。

### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第 5 . 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 8 年 6 月 2 8 日	本件第 1 の異議申立てに係る諮問書の收受
平成 1 8 年 7 月 3 日	本件第 2 の異議申立てに係る諮問書の收受
平成 1 8 年 7 月 7 日	本件第 1 の異議申立てに係る実施機関側意見書の收受
平成 1 8 年 7 月 1 0 日	本件第 2 の異議申立てに係る実施機関側意見書の收受
平成 1 8 年 7 月 3 1 日	本件第 1 及び第 2 の異議申立てに係る申立人側意見書の收受
平成 1 8 年 8 月 2 1 日	審 議
平成 1 8 年 9 月 1 5 日	審 議
平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日	審 議
平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日	答 申